

輸入通関実績報告書の提出について

水産物の輸入割当てを受けた者は、輸入発表に基づき、**輸入割当てを受けた月の翌月から、前月分の輸入通関実績報告書を毎月10日までに提出することが義務付けられています。**提出がなかった場合、次年度の輸入割当てを行わない場合もありますのでご注意ください。なお、**各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書の提出が必要です。**当該報告書の提出先は以下のとおりです。

割当方式 \ 品目	すけそうだら	たら	ほたて貝	ぶり・さんま・貝柱及び煮干し
商社割当て(A1、A2) 先着順	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
需要者 漁業者	発注書を発行した団体	発注書を発行した団体	発注書を発行した団体	発注書を発行した団体
海外水産開発	水産庁	水産庁	—	—

割当方式 \ 品目	水産物 (原産地:韓国)	こんぶ	ばら干しのあおのり及びひとえぐさ	あじ
商社割当て(A1、A2) 先着順	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
需要者 漁業者	発注書を発行した団体	発注書を発行した団体	発注書を発行した団体	発注書を発行した団体
海外水産開発	—	—	—	—

割当方式 \ 品目	いわし	にしん	さば	たらの卵
商社割当て(A1、A2) 先着順	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
需要者 漁業者	発注書を発行した団体	発注書を発行した団体	発注書を発行した団体	発注書を発行した団体
海外水産開発	—	水産庁	—	水産庁

割当方式 \ 品目	干しするめ	こんぶ調製品	干しのみ、無糖の味付けのみ、のりの調製品	いか
商社割当て(A1、A2) 先着順	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省
需要者 漁業者	発注書を発行した団体	—	発注書を発行した団体 (需割再配分は水産庁)	発注書を発行した団体
海外水産開発	—	—	—	—

商社割当てA1・A2及び先着順割当ての報告について

- 令和7年4月分の報告から、全ての品目において、以下の登録フォームによる提出が可能になりましたのでご利用ください。(登録可能期間は、毎月1日から10日まで(厳守))
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/nosuisan/jissekihoukoku>
- 郵送する際の様式は、以下のアドレスからダウンロードしてください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/iq/data/hokoku.html
 ※1 先着順割当てについては、報告書の提出時に添付書類が必要となりますので、ご注意ください。
 ※2 会社名、担当者名、電話番号は忘れずに必ず記載してください。

需要者割当て、漁業者割当て及び海外水産開発割当ての報告について

以下の水産庁のホームページをご確認ください。
<https://www.fa.maff.go.jp/kakou/import2.html>